

会長印

四国の医療介護周辺産業を考える会 規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は 「四国の医療介護周辺産業を考える会」と称します。

(事務所)

第 2 条

- ② 本会は役員会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができます。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、四国における医療介護周辺産業創出に関する総合的な活動を行うことを目的とします。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 本会員間の交流・連携活動および付随する医療介護周辺産業創出に関する先進事例や会員の取組及び現場ニーズなどを学ぶフォーラム活動。
- (2) 医療介護周辺産業創出に関連した補助金公募情報、関連シンポジウム等に関する情報発信活動。
- (3) 先進事例等の視察活動。
- (4) 医療介護周辺産業創出に関する研究、事業提案等の活動。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第 3 章 資産および会計

(資産の構成)

第 5 条 本会の資産は次の通りです。

- (1) 決算書に記載された財産
- (2) 資産から生じる利益
- (3) 会費収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 6 条 本会の資産は、預金として保管します。

(経費の支払い)

第 7 条 本会の事業遂行に要する費用は、会費収入、その他収入及びその他運用財産をもって支払います。

(事業計画及び予算)

第 8 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎回総会で議決しなければなりません。

(事業報告及び決算)

第 9 条 本会の決算は会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、貸借対照表及び事業報告書とともに監査役の意見をつけて総会に報告しなければなりません。

- ② 本会の決算に剰余金があるときは、総会の議決を経て翌年度に繰越します。

(会計年度)

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わります。

第 4 章 役員および職員

(役員)

第 11 条 本会には次の役員をおきます。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監査役 2 名

(役員を選任)

第 12 条 前条の役員は、総会において選任します。

(役員職務)

第 13 条 会長は本会の業務を統括し、本会を代表します。

- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行します。
- ③ 監事は正副会長の業務の執行状況及び会計業務を監査します。

(正副会長会)

第 14 条 正副会長会は、この規約に別に定めるもののほか、総会の議決によらないもので、本会の運営に関する重要な事項を執行します。

(任期及び解任)

第 15 条 本会の役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げません。

- ② 補充による役員任期は前任者の残任期間とします。
- ③ 役員はその任期満了後も後任者が就任するまではなおその職務を行います。本会の役員にふさわしくない行為があった場合又は特別の事情のある場合にはその任期中といえども正副会長会の議決によりこれを解任することができます。

(報酬等)

第 16 条 役員は無報酬とします。

(事務局)

第 17 条 本会事務を処理するため事務局を置きます。

- ② 事務局には、職員を置きます。
- ③ 職員は、会長が任免します。
- ④ 職員の事務分掌等については、会長が定めます。
- ⑤ 事務局は、本会の業務及び運営等に関する事項を、役員との緊密な連絡調整のもとに処理します。なお、その一部を第三者へ委託することができます。

第 5 章 会員

(会員資格と種別)

第 18 条 第 3 条の目的に賛同し、第 4 条に掲げる事業に主体的に参画する意思を有する者は、本会の会員として活動することができます。

- ② 本会の会員は、次の 3 種とします。
 - (1) 正会員 法人、団体、個人事業主等
 - (2) 個人会員 個人事業主を除く個人
 - (3) 特別会員 行政機関等

(会員会費)

第 19 条 会員は、4 月 1 日からの 1 年間分の会費を支払います。

- (1) 正会員 年会費 10,000 円/口以上
- (2) 個人会員 年会費 5,000 円/口以上
- (3) 特別会員 年会費 なし

(入会と退会及び除名処分)

第 20 条 本会の入会と退会は次の基準とします。

- (1) 次の全ての事項を満たすことで入会できます。
 - ア) 本会の規約を認めること。
 - イ) 会費を納入すること。
 - ウ) 正副会長が承認すること。
 - エ) 本会が別に定める入会基準を満たしたうえで、然るべき入会手続きに則り申し込むこと。
- (2) 退会を希望する会員は、事務局への申し出により自由に退会できます。
- (3) 会費を納付すべき日から 6 カ月以上滞納している場合、当該会員が解散又は死亡した場合は自動的に退会とします。
- (4) 本会への名誉棄損又は目的に反する行為、その他本会の活動を妨げる等、正当な事由があった場合は、正副会長会の決定で除名処分とします。
- (5) 前(2)～(4)項の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れます。ただし、未履行の義務は免れることはできません。
- (6) 会員がその資格を喪失しても既納の会費等は返還しません。

第 6 章 会 議

(総会の招集及び議長)

第 21 条 総会は会員をもって構成し、毎年 1 回会長が招集します。ただし会長が必要と認めた場合又は正会員の 3 分の 1 以上から総会の開催請求のあったときは臨時総会を招集しなければなりません。

- ② 会議の議長は会長とします。会長に事故等による支障があるときは、会長が予め指名した者が議長を代行します。
- ③ 総会は次の事項を議決します。
 - (1) 前年度の事業計画と決算、監査について
 - (2) 次年度の事業計画と予算
 - (3) 役員を選任又は解任
 - (4) 規約の変更
 - (5) その他この規約に定める事項

(総会の定足数及び議決)

第 22 条 総会は、委任状を含めて正会員の 3 分の 1 以上が出席しなければ議事を開き議決することが出来ません。

- ② 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによります。
- ③ 総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とします。
- ④ 会員は議決権の有無にかかわらず、総会において発言できます。

(議 事 録)

第 23 条 総会で議事録を作成し議長および出席代表者 2 名が署名捺印の上これを保存します。

第 7 章 解 散

(解散)

第 24 条 本会の解散は、正会員の過半数の同意を得なければなりません。

(残余財産の処分)

第 25 条 本会の解散に伴う残余財産は、解散時点に在籍する正会員及び個人会員に、解散時点の属する年度に納付した会費額に応じて算出した按分額を配分します。

第 8 章 雑則

第 26 条 この規約に定めるもののほか、本会の組織及び運営に関し必要な事項は、正副会長の承認の下、会長が別に定めます。

付則

(規約の施行日)

付則 1 条 この規約は、平成 25 年 9 月 20 日より施行します。

付則 2 条 本会の設立初年度の事業年度は、この規約の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までとします。

付則 3 条 第 8 条及び第 12 条の規定にかかわらず、設立初年度の事業計画及び収支予算並びに役員は、総会の議決によらず、本会設立総会の参加機関の過半数をもって承認することとします。

改定履歴

版数	改定日	改定内容
1.0	2013/09/20	初版作成